

1. 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令等一覧 (令和5年4月1日現在)

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	再生可能エネルギーの種別				
			太陽光	バイオマス	小水力	風力	地熱
I 国土利用・開発行爲							
1	国土利用計画法	・土地売買等の契約届出を要する事業。	○	○	○	○	○
2	都市計画法	・開発許可申請を要する事業。	○	○	○	○	○
3	岐阜県土地開発の調整に関する規則	・1ha以上の開発行爲又は延長が1km以上の道路建設を行う事業。	○	○	○	○	○
4	都市緑地法	・都市緑地法に定める緑地保全地域等での事業。 *2: 瑞浪市、土岐市、各務原市、飛騨市 (市町村の法令関係連絡先一覧参照)	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2
5	土地区画整理法	・土地の形質の変更、建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築。	○	○	○	○	○
6	墓地、埋葬等に関する法律	・事業計画が墓地に影響する事業。	○	○	○	○	○
7	宅地造成等規制法	・宅地造成工事規制区域での事業。 (岐阜市、多治見市、土岐市)	○	○	○	○	○
8	国有財産法	・旧法定外公共物(平成17年3月31日までに市町村に譲与された法定外公共物)に係る用途廃止を要する事業。	○	○	○	○	○
9	公有地の拡大の推進に関する法律	・都市計画区域内等の土地を譲渡する場合の届出。 (都市計画施設区域内の200m ² 以上の土地、市街化区域内の5,000m ² 以上の土地、都市計画区域内の10,000m ² 以上の土地を譲渡する場合等) *2: 各市町村 (市町村の法令関係連絡先一覧参照)	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2
10	温泉法	・温泉を湧出させる目的での土地の掘削(許可)等を要する事業。	—	—	—	—	○
11	採石法	・採石法の規定の対象となる事業。	○	○	○	○	○
12	砂利採取法	・砂利採取法の規定の対象となる事業。 *1: 岐阜地域産業労働室・各県事務所 (県の法令関係連絡先一覧参照)	○ *1	○ *1	○	○	○
	砂利採取法 (河川砂利)	・砂利採取法の規定の対象となる事業。(河川区域・河川保全区域を含む区域での採取)	○	○	○	○	○
	砂利採取法 (砂防指定地内)	・砂利採取法の規定の対象となる事業。(砂防指定地を含む区域での採取)	○	○	○	○	○
13	工場立地法	・工場立地法に基づく届出を要する事業。 *2: 各市町村 (市町村の法令関係連絡先一覧参照)	—	○ *2	—	○ *2	—
14	農地法	・農地転用許可を要する事業。 (岐阜市、大垣市、可児市、北方町、大野町、池田町、高山市、羽島市、各務原市、郡上市、飛騨市、揖斐川町、富加町、白川町、川辺町、八百津町の16市町は、各市町にて農地転用許可を実施しているため対象外。) *1: 各農林事務所 (県の法令関係連絡先一覧参照)	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1
15	農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更を要する事業。 ・農用地区域内における開発許可を要する事業。	○	○	○	○	○
16	土地改良法	・土地改良事業実施区域での事業。 *1: 各農林事務所 (県の法令関係連絡先一覧参照)	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1
17	河川法	・河川区域・河川保全区域での事業。 *2: 各市町村 (市町村の法令関係連絡先一覧参照)	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2
18	砂防法	・砂防指定地での事業。	○	○	○	○	○
19	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地崩壊危険区域での事業。	○	○	○	○	○
20	地すべり等防止法	・地すべり防止区域での事業。 *1: 各土木事務所 (県の法令関係連絡先一覧参照)	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1
21	土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域での事業。	○	○	○	○	○
22	森林法	・林地開発(1haを超える林地開発)	○	○	○	○	○
		・地域森林計画対象民有林内で立木を伐採する場合。 (伐採及び伐採後の造林の届出) (羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町は地域森林計画対象民有林がないため対象外)	○	○	○	○	○
23	岐阜県土採取規制条例	・9市(※)に指定した地域内において、法令に基づく許可、認可、届出等がなく行う削面の高さが5m以上かつ500m ³ 以上の土の採取。 (※岐阜市、高山市、関市、中津川市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、本巣市)	○	○	○	○	○
24	道路法	・道路占用許可を要する事業。 ・車両制限令による手続きを要する事業。 *2: 各市町村 (市町村の法令関係連絡先一覧参照)	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2	○ *2
25	道路交通法	・法令の基準を超えた積載を行う事業	○	○	○	○	○
26	文化財保護法	・周知の埋蔵文化財包蔵地で行う事業。(対象地域は市町村に確認)	○	○	○	○	○
		・史跡名勝天然記念物に影響のある事業。 (対象物等は市町村に確認)	○	○	○	○	○
27	岐阜県文化財保護条例	・県及び各市町村指定史跡名勝天然記念物に影響のある事業。 (対象物等は市町村に確認)	○	○	○	○	○

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	再生可能エネルギーの種別				
			太陽光	バイオマス	小水力	風力	地熱
II 自然環境・公害・廃棄物							
28	岐阜県自然環境保全条例	・緑地環境保全地域の特別地区での事業 (高山市、美濃市、恵那市、飛騨市、下呂市、白川町、白川村)	○	○	○	○	○
		・緑地環境保全地域の普通地区での事業 (高山市、中津川市、美濃市、恵那市、下呂市、御嵩町)	○	○	○	○	○
		・自然環境保全協定の締結(5haを超える開発行為、発電施設の建設等)	○	○	○	○	○
29	自然公園法	・国立公園の特別地域での事業	○	○	○	○	○
		・国立公園の普通地域での事業	○	○	○	○	○
		・国立公園の特別地域での事業	○	○	○	○	○
		・国立公園の普通地域での事業	○	○	○	○	○
30	岐阜県立自然公園条例	・県立自然公園の特別地域での事業 (高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、白川村)	○	○	○	○	○
		・県立自然公園の普通地域での事業 (大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、揖斐川町、池田町、白川村)	○	○	○	○	○
31	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・鳥獣保護区の特別保護地区での事業	○	○	○	○	○
32	岐阜県希少野生生物保護条例	・指定希少野生生物保護区での事業	○	○	○	○	○
33	景観法	・景観行政団体の定める地域での事業 (岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、関ヶ原町、池田町、坂祝町、川辺町、白川村)	○	○	○	○	○
34	風致地区条例	・風致地区内での事業 (岐阜市、高山市、多治見市、関市、各務原市、養老町)	○	○	○	○	○
35	環境影響評価法	・環境影響評価を要する事業 (水力:2.25万kW以上、風力:3.75万kW以上、地熱:7,500kW以上、太陽光3万kW以上)	○	—	○	○	○
36	環境影響評価条例	・環境影響評価を要する事業 (水力:1万kW以上、風力:1,500kW以上) (バイオマス:燃料使用料(重油換算)4kL/h以上または平均的な排水量5,000m ³ /日以上) (すべて:事業施行区域面積20ha以上、かつ区画形質変更面積8ha以上(標高1,500m以上の場合は事業施行区域面積5ha以上))	○	○	○	○	○
37	悪臭防止法	・規制地域において行う事業	—	○	—	—	—
38	騒音規制法	・特定施設の設置を行う事業 ・特定建設作業を実施する事業	—	○	○	○	○
39	振動規制法	・特定施設の設置を行う事業 ・特定建設作業を実施する事業	—	○	○	○	○
40	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・公害防止統括者の選任(38大気汚染防止法の特定施設からの排ガス量が10,000Nm ³ 以上、かつ、常時使用する従業員の数が21人以上の事業場)を要する事業 ・公害防止管理者の選任(38大気汚染防止法の特定施設からの排ガス量が10,000Nm ³ 以上の事業場)を要する事業	—	○	—	—	—
41	土壌汚染対策法	・3,000m ² 以上の土地の形質変更を行う事業	○	○	○	○	○
42	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	・土砂等の埋め立てに関する許可(3,000m ² 以上)を要する事業	○	○	○	○	○
43	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・産業廃棄物処理業許可等 廃棄物が地下にある土地の指定区域での事業	○	○	○	○	○
44	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	・家畜等の排せつ物を燃料として使用する事業	○	○	○	○	○
45	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	・建築物の新築工事(床面積500m ² 以上)、建築物の解体工事(床面積80m ² 以上)等を行う事業	○	○	○	○	○
III 高圧ガス・危険物							
46	建築基準法	・建築確認申請を要する事業	○	○	○	○	○
47	高圧ガス保安法	・300m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵する事業	—	○	—	—	○
48	消防法	・危険物取扱所設置届を要する事業	—	○	—	—	—
IV その他							
49	各市町村独自の要綱・規制等	・別表「各市町村独自の要綱・規制等」を参照ください					